【新住宅用賃貸総合補償保険（住宅内入居者死亡費用拡大特約セット）の概要】

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
家財保険金	①火災、落雷、破裂・爆発	実際の損害の額（再調達価額） ただし、家財総合補償保険金額が限度	【保険の対象とならない次の物等に生じた損害】 • 自動車（自動三輪車・自動二輪車を含み、総排気量が125cc以下の原動機付自転車を除く。）、船舶および航空機 • 通貨、小切手、有価証券、預貯金証書、乗車券等、商品券、チケット類等（通貨、預貯金証書の盗難による損害が生じた場合を除く。） • 商品、営業用什器・備品その他これらに類する物 • 貴金属、腕時計、宝玉、宝石、書画、骨董、彫刻物その他の美術品で1個または1組の価額が30万円を超える物（盗難による損害が生じた場合を除く。） • 稿本、設計書、図案、雛型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物 • テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに準ずる物 • 動物および植物 【保険金をお支払いできない主な場合】 《各保険金共通》 • 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 • 地震もしくは噴火またはこれらによる津波（地震火災費用保険金を除く。） • 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故 《家財保険金／費用保険金》 • 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反 • 保険契約者または被保険者が所有または運転する車両またはその積載物の衝突または接触 • 保険の対象の置き忘れまたは紛失 • 事故の際における保険の対象の紛失または盗難 • 保険の対象が屋外にある間に生じた盗難 • 風、雨、雪、雹、砂塵等の吹込み、しみ込み、漏入 • 住宅を貸主に明け渡す際の原状回復費用および明け渡した後に発見された住宅の損壊 • 窓ガラス・洗面台・便器・浴槽不測かつ突発的な事故修理費用損害のうち次に該当する場合 ①自然の消耗もしくは劣化等によって生じた損害 ②すり傷、かき傷等単なる外観上の損傷または汚損であって機能に直接関係のない損害 ③欠陥によって生じた損害 ④不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない電気的事故または機械的事故によって生じた損害 《賠償損害保険金》 • 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意 • 被保険者の心神喪失によって生じた損害 • 住宅の改築、増築または取りこわし等の工事によって生じた損害 • 住宅を貸主に引渡した後に発見された住宅の損壊に起因する損害賠償責任 • 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 • 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 • 被保険者相互間の損害賠償責任 • 被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者を除く。 • 被保険者と住宅の貸主または第三者との間に損害賠償に関し特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 • 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任 • 航空機、船舶・車両または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 • 排水・排気（煙を含む。）または廃棄物によって生じた損害賠償責任 • 給排水管、冷暖房装置、湿度調節装置、消火栓、スプリンクラーその他既設の設備・装置類の欠陥、劣化またはさびに起因する損害賠償責任 • 被保険者の職務に使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
	⑥盗難※による盗取、損傷、汚損 ※所轄の警察署あてに被害届出を行い、受理された場合	実際の損害の額（再調達価額） • 1事故につき 100万円限度 • 貴金属、腕時計、宝玉、宝石、書画、骨董、彫刻物その他の美術品で1個または1組の損害の額が 30万円を超える場合、その損害の額を30万円とみなす	
	⑦保険契約証記載の住宅内における通貨・預貯金証書※の盗難 ※預貯金証書は、預貯金先に被害届出を行い、かつ盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出された場合	実際の損害の額 • 通貨：1事故につき20万円限度 • 預貯金証書：1事故につき200万円限度	
	⑧水災 損害割合30%以上	家財総合補償保険金額×実際の損害額／再調達価額×70%	
	⑧水災 上記以外の床上浸水	家財総合補償保険金額×5%	
費用保険金	罹災時諸費用保険金（上記①～⑤の場合）	家財保険金×20% • 1事故につき100万円限度	
	残存物取片づけ費用保険金（上記①～⑤の場合）	実費 • 家財保険金×10%限度	
	地震火災費用保険金 （地震等による火災で保険の対象を収容する住宅が半焼以上または保険の対象が全焼の場合）	家財総合補償保険金額×5%	
	修理費用保険金 （上記①～⑥の事故により損害を受けた住宅またはその住宅に備え付けの貸主所有の家財を貸主との契約に基づきまたは緊急的に自己の費用で修理した場合）	実費 • 1事故につき100万円限度	
	窓ガラス・洗面台・便器・浴槽不測かつ突発的な事故修理費用保険金 （不測かつ突発的な事故により損害を受けたため住宅の貸主との契約に基づきまたは緊急的に自己の費用で修理した場合）	実費 • 窓ガラス・洗面台・便器・浴槽それぞれ1事故につき30万円限度	
	給排水管凍結損害修理費用保険金 （給排水管が凍結により損壊または使用不能となった場合）	実費（解凍費用を含む） • 1事故につき10万円限度	
	ドアロック盗難事故交換費用保険金 （かぎが盗難にあった場合）	ドアロック交換費用の実費 • 1事故につき3万円限度	
	ドアロックいたずら事故交換費用保険金 （ドアロックがいたずらにより損壊し使用不能となった場合）	ドアロック交換費用の実費 • 1事故につき3万円限度	
	賃借・宿泊費用保険金 （上記①～⑥および⑧の事故により住宅の損害が半損以上となった場合）	実費 • 1事故につき家賃月額の3か月相当額または30万円のいずれか低い額限度	
	特殊清掃費用保険金 （住宅内における被保険者の死亡を直接の原因として汚損等の損害が生じた場合）	特殊清掃費用の実費 • 1事故につき50万円限度	
	遺品整理費用保険金 （被保険者の死亡を直接の原因として住宅の賃貸借契約が終了する場合）	遺品整理費用の実費 • 1事故につき50万円限度	
	損害防止費用（上記①の場合）	実費 • 損害の発生または拡大の防止のために支出した必要または妥当な費用	
賠償損害保険金	個人賠償損害保険金 • 被保険者本人ならびに被保険者本人と同居する親族および賃貸借契約上の同居人が日常生活に起因する偶然な事故により被害者に対して負担する法律上の損害賠償責任 • 被保険者の居住の用に供される保険契約証記載の住宅の使用、管理に起因する偶然な事故により被害者に対して負担する法律上の損害賠償責任	損害賠償金、訴訟費用、弁護士費用等 • 1事故につき賠償責任補償保険金額限度	
	借家人賠償損害保険金 保険契約証記載の住宅が火災、破裂・爆発、盗難もしくは給排水設備に生じた事故に伴う漏水等により損害を受けたため、被保険者が住宅の貸主に対して負担する法律上の損害賠償責任		
	特殊清掃費用賠償損害保険金 遺品整理費用賠償損害保険金 特殊清掃費用保険金または遺品整理費用保険金を支払う場合において、保険契約証記載の住宅の貸主による直接請求権に基づく損害賠償請求を受けた場合	特殊清掃費用、遺品整理費用の実費 • 1事故につきそれぞれ50万円限度	

- この保険は「再調達価額」（同じものを再取得するために必要な金額）基準で保険金額を限度に実際の損害額をお支払いします。
- 上記以外の保険金をお支払いできない場合については、普通保険約款および特約をご確認ください。
- このパンフレットは保険の概要を説明したものです。この保険の詳細につきましては、取扱代理店または弊社までお問合せください。
- この保険の保険料は、所得控除（年末調整）の対象とはなりません。

2022年11月改

住宅用

人と住まいをつなぎます。宅建ファミリー

新すまいの保険ワイド

新住宅用賃貸総合補償保険
（住宅内入居者死亡費用拡大特約セット）

この保険は賃貸住宅入居者向けの家財保険です。

お客さまの家財の補償に加え、家主や第三者への賠償責任の補償も含まれています。

お問合せ（お客さま専用）

フリーダイヤル
0120-0810-62
（受付時間：平日9：00～17：00）

万一事故が発生した場合

フリーダイヤル
0120-0810-75
遅滞なく上記フリーダイヤルへご連絡ください。（365日24時間対応）

⚠ご注意　ご退去される場合は、保険契約の解約※または住所変更のお手続きをお願いします。

※解約日から保険終期まで1か月以上ある場合、その期間に応じて解約返れい金をお支払いいたします。

共同保険について

この保険は、弊社および**株式会社宅建ファミリーパートナー**の共同保険としてお引受けし、両社は保険契約証記載のそれぞれの引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。また、幹事少額短期保険業者である弊社は、**株式会社宅建ファミリーパートナー**の業務および事務の代理・代行を行います。

株式会社宅建ファミリー共済
〒102-0073 東京都千代田区九段北3-2-11 住友不動産九段北ビル
ホームページ：https://www.takken-fk.co.jp

K00301-218000-202209(TP)

ご契約にあたってのご注意

- ご契約に際しては、重要事項説明書（「契約概要」および「注意喚起情報」）を必ずご一読の上、内容を充分にご確認ください。
- ご契約内容が“お客さまのご希望に沿った内容となっていること”、“お引受けするご契約の内容や保険金額が適切であること”をご確認いただくため、保険契約申込書の「お客様のご意向・お申込み内容等確認欄」につきましても、必ずご回答いただきますようお願いいたします。
- 契約タイプは、別にお渡しする保険料表または保険契約申込書に記載の契約タイプ一覧表よりお選びください。
- この保険の被保険者（入居者本人）または被保険者（入居者本人）と同居する方が、この保険と同一の損害を補償する他の保険等を契約している場合には必ずお申出ください。（他の保険契約が弊社の契約の場合、重複してご加入できない場合があります。）
- 弊社では、地震保険のお引受けはできません。
- 事故が起きたとき、または退去などご契約内容に変更が生じたときは、遅滞なく取扱代理店または弊社までご連絡ください。
- 賠償事故が発生した場合は、解決にあたり事前に弊社の承認が必要ですのでご相談ください。
- この保険には、ご契約を申し込まれた日、または重要事項説明書を受領された日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回を申し出ることができるクーリングオフ制度がございます。ご契約の際に、重要事項説明書に記載の「クーリングオフ（契約申込みの撤回等）について（クーリングオフ説明書）」でご確認ください。
- 取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約は、弊社と直接契約されたものとなります。

賃貸住宅入居者の皆様をさまざまな災害や事故からお守りします

このパンフレットは補償内容の概略を紹介したものです。詳細は「ご契約のしおり」をご覧ください。

家財補償

家財の損害	①火災、落雷、破裂・爆発	②風災、雹災、雪災	③住宅外部からの物体の落下、飛来など	④漏水などによる水濡れ	⑤騒擾・集団行動等に伴う暴力行為	⑥盗難による盗取、損傷、汚損	⑦通貨・預貯金証書の盗難	⑧水災
	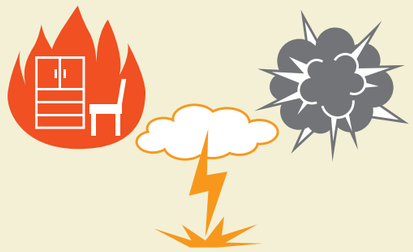		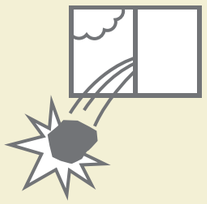	※給排水設備の事故、他人の戸室に生じた事故による場合（給排水設備自体に生じた損害は、お支払いできません。）		※100万円限度	※通貨20万円限度 預貯金証書200万円限度	※床上浸水等の場合に縮小支払い
費用補償 罹災時諸費用	①～⑤の事故により保険金が支払われる場合に、臨時に生じる諸費用　[家財保険金×20%（1事故につき100万円限度）]							
費用補償 残存物取片づけ費用	①～⑤の事故により保険金が支払われる場合に、損害を受けた残存家財の取片づけに必要な費用　[家財保険金×10%限度]							
費用補償 修理費用	①～⑥の事故により借用住宅に損害が生じた場合の修理費用　[1事故につき100万円限度]							
費用補償 賃借・宿泊費用	①～⑥および⑧の事故により住宅の損害が半損以上となったため、臨時に生じる費用　[1事故につき家賃月額の3か月相当額または30万円のいずれか低い額限度]							
費用補償 損害防止費用	①の事故の損害の発生または拡大の防止のための費用　[実費]							

修理費用等

窓ガラス・洗面台・便器・浴槽修理費用

不測かつ突発的な事故により損害が発生し、借用住宅の貸主との契約に基づきまたは緊急的に修理した費用

[1事故につき30万円限度]

ドアロック交換費用

かぎの盗難、もしくはドアロックへのいたずらによりドアロックを交換する費用

[1事故につき3万円限度]

給排水管の凍結

凍結により損壊または使用不能となった場合の修理、解凍費用

[1事故につき10万円限度]

特殊清掃費用

借用住宅内における被保険者の死亡により、汚損等の損害が生じた場合の清掃、消臭、消毒費用

[1事故につき50万円限度]

遺品整理費用

被保険者の死亡により賃貸借契約が終了する場合の遺品整理費用

[1事故につき50万円限度]

賠償責任補償

借家人賠償責任

借用住宅が火災などにより損害を受け、住宅の所有者（貸主）に対する法律上の損害賠償責任を負担した場合

個人賠償責任

日本国内において日常生活に起因する偶然な事故等により法律上の損害賠償責任を負担した場合

保険金をお支払いする主な例

家財の損害

調理中、鍋に火が入り**火災**を起こし、家財が焼失してしまった。

大雨で川が氾濫し、借用戸室の**床上浸水**により家財が汚損してしまった。

落雷によりテレビが故障してしまった。

台風で**窓ガラスが割れ**、雨水の吹込みによりテレビ・衣服などに損害が発生した。

上の階からの漏水によりパソコンが故障してしまった。

アパートの駐輪場に置いてあった自転車を盗まれてしまった。

修理費用等 注目!

イタズラで玄関ドアの鍵穴に異物を詰められてしまったため、ドアロックを交換した。(※1)

凍結により水道が**使用不能**になってしまった。(※1)

トイレの棚から物を落として、**便器を破損**してしまった。(※1)

寒暖の差による自然現象により網入窓ガラス(※2)にヒビが入ってしまった。(※1)

化粧ビンを落としてしまい、**洗面台を破損**してしまった。(※1)

賠償責任補償

洗濯機のホースが外れ、借用戸室の床が水びたしになり**床に損害**を与えてしまった。　大家さんへ

火災を起こし、**借用戸室を焼失**させてしまった。　大家さんへ

トイレをつまらせて水漏れを起こし、**階下の入居者の家財に損害**を与えてしまった。　第三者へ

自転車で**他人**にぶつかり**ケガ**を負わせてしまった。　第三者へ

ベランダから植木鉢を落としてしまい、**隣家の駐車場の車**を傷つけてしまった。　第三者へ

保険金をお支払いできない主な例

地震により家具やテレビが倒れ破損してしまった。

誤ってビデオカメラを**落として破損**してしまった。

落雷によりパソコン内の**データが消失**してしまった。

窓を閉め忘れたため、雨水の吹込みによりテレビが故障してしまった。

買い物中に**店先に置いた**自転車を盗まれてしまった。

家具を移動中に誤って内壁や床を損傷させてしまった。

外出先で**鍵を紛失**してしまい、ドアロックを交換した。

老朽化により給湯器が破損してしまった。

間仕切りドアのガラスを割ってしまった。(※2)

部屋を著しく汚したため**原状回復費用**を請求されてしまった。

友人に**借りた**ブランドバッグに**キズ**を付けてしまった。

自動車を運転中、他人にケガを負わせてしまった。

勤務中に会社のノートパソコンを落として壊してしまった。

※1 家主との契約に基づき、または緊急的に自己の費用で現実に修理した場合に限られます。　※2 保険契約証記載の住宅の窓に取付けられたガラスで外部に面したものに限ります（室内の間仕切りガラス、玄関窓のガラス部分は含まれません。）。

新すまいの保険ワイド　契約タイプ別保険料表

2022年11月改

新住宅用賃貸総合補償保険（住宅内入居者死亡費用拡大特約セット）

※ご契約に際しましては、裏面の<簡易評価額（新価）に基づく保険金額の目安>の家族構成・お部屋の専有面積・世帯主の年齢による保険金額の目安を参考に契約タイプをお選びください。

一人暮らしなど家財が少なめの方向けタイプ

家財総合補償保険金額		300万円	500万円	700万円	1,000万円	200万円
特殊清掃費用		50万円				50万円
遺品整理費用		50万円				50万円
賠償責任補償保険金額		2,000万円				2,000万円
契約タイプ	2年	PD3	PD5	PD7	PD0	PD2
保険料		20,500円	24,000円	27,500円	32,500円	19,000円
	1年	PB3	PB5	PB7	PB0	PB2
		11,000円	12,500円	14,000円	17,000円	10,000円
賠償責任補償保険金額		1,000万円				1,000万円
契約タイプ	2年	PC3	PC5	PC7	PC0	PC2
保険料		20,000円	23,000円	26,500円	32,000円	18,000円
	1年	PA3	PA5	PA7	PA0	PA2
		10,500円	12,000円	14,000円	16,500円	9,500円

K00501-175000-202209(TP)

上記以外の保険金額をご希望の場合、取扱代理店までお問合せください。

株式会社宅建ファミリー共済

<簡易評価額（新価）に基づく保険金額の目安>

家族構成		独身 親子2人	2名	3名		4名			5名			
			ご夫婦のみ	ご夫婦	ご夫婦	ご夫婦	ご夫婦	ご夫婦	ご夫婦	ご夫婦	ご夫婦	ご夫婦
			ー	小人1名	ー	小人2名	小人1名	ー	小人3名	小人2名	小人1名	ー
			ー	ー	大人1名	ー	大人1名	大人2名	ー	大人1名	大人2名	大人3名
お部屋の専有面積（目安）		～30㎡	～40㎡	40㎡～60㎡		60㎡～70㎡			70㎡～80㎡		80㎡～	
世帯主の年齢	～27歳	300万円	500万円	600万円	700万円	800万円					900万円	
	28歳～32歳		700万円	800万円	900万円	1,000万円						
	33歳～		1,000万円									

※1 新住宅用賃貸総合補償保険は、新価（再調達価額）基準の実損払いで保険金をお支払いいたします。

※2 保険の対象である家財の評価額の算出には、被保険者（保険の補償を受けられる方）所有の家財を再取得する場合、どのくらい費用がかかるか（再調達価額）を計算していただくか、または上表「簡易評価額（新価）に基づく保険金額の目安」をご参照ください。なお、上表にあてはまらない家族構成につきましては、ご夫婦のみ・独身をベースに、**大人（18歳以上）は1名あたり130万円、子供（18歳未満）は1名あたり80万円**を目途に加算のうえご算出ください。（ただし、保険金額はあらかじめ設定された契約タイプのみの販売となります。）

※3 ご契約いただく保険契約の保険金額（契約タイプ）は、算出した評価額を超えない範囲でお決めください。（この保険と同様の損害を補償する他の保険契約（共済を含みます）などがある場合には、他の保険契約の保険金額をご勘案のうえお決めください。）

※4 上表の保険金額の目安には「貴金属、腕時計、宝玉、宝石、書画、骨董、彫刻物その他の美術品」で1個または1組の価額が30万円を超える物の額は含みません。（弊社では、これらの物を保険の対象とするお引受けはできません。）

宅建ファミリー共済ホームサポート加入者証

（24時間ホームサポートサービス）

弊社の保険にご加入いただいた皆様には、24時間ホームサポートサービスの“宅建ファミリー共済ホームサポート”をご提供します。

サービス1 カギあけサービス

外出時にカギを紛失してしまった場合等に専門の業者を手配し、専門の業者が直接カギ開けを行います。

応急処置に要する作業や出張料は無料となります。
（部品代、特殊作業代等はお客さまのご負担となります。）

サービス2 水まわりサービス

給排水管やトイレの詰まり、故障に伴う水のあふれ等が生じた場合、専門の業者を手配し、専門の業者が直接応急修理を行います。

30分程度の応急処置に要する作業や出張料は無料となります。
（部品代、特殊作業代等はお客さまのご負担となります。）

※このサービスは株式会社宅建ファミリー共済の業務提携先であるMS&ADグランアシスタンス株式会社が提供するものであり、同社の提携アシスタンス会社が作業を実施いたします。
※このサービスのご利用期間は、保険契約証もしくは保険契約更新証またはご契約内容確認書に記載の保険期間と同じです。
※MS&ADグランアシスタンス株式会社はお客さま個人を識別しうる情報（個人情報）を適切に保護するため、お客さまから提供を受けた個人情報は、個人情報保護に関する法律に従って取扱います。
※このサービスの詳細は、裏面の宅建ファミリー共済ホームサポートサービス規定をご覧ください。
※やむを得ない状況等により、サービスの内容を変更・中止する場合がありますのでご了承ください。

フリーダイヤルでお掛けいただけます。 0120-081043 24時間/年中無休

電話がつながりましたら、お名前・ご住所・お電話番号等をお知らせください。保険契約証をご覧いただける状況の場合はご用意をお願いします。なお一部おつなぎできない電話（IP電話の一部等）がございますのでご了承ください。

宅建ファミリー共済ホームサポートサービス規定

第1条（規定の目的等）

1.本規定は、株式会社宅建ファミリー共済（以下「当社」という。）の保険商品である「賃貸総合補償保険」の各保険（以下「保険」という。）の契約者および被保険者［住宅用の場合は被保険者と同居する親族、被保険者の同居人（賃貸借契約上の借主および同居人に限る。）を含む。］（以下「契約者等」という。）に対して、当社およびMS&ADグランアシスタンス株式会社（以下「提携先」という。）が提携して提供する宅建ファミリー共済ホームサポート（以下「サービス」という。）に関し、その内容、利用方法および遵守事項等を定めたものです。

2.契約者等は本規定を承認のうえ、サービスの提供を受けることができます。

3.当社および提携先が提供するサービスおよびその内容については、当社および提携先が本規定またはその他の書面、その他の方法により通知または公表します。

第2条（サービス対象地域・物件）

1.日本全国を対象とします。ただし、一部地域については、サービスの提供ができない場合があります。

2.上記1.に定める地域、かつ対象の保険の契約者等が保険契約において保険の対象所在地としている住所で、契約者等が居住する賃貸住宅および事業用賃貸物件のみを対象とします。ただし、マンション等の共用部分は除きます。

第3条（サービスの利用方法）

契約者等は、以下の方法によりサービスを利用するものとします。ただし、第6条に該当する場合等、契約者等は、サービスを利用できない場合があること、また、地域によっては、道路事情により、提携先が提供するサービス実施業者（以下「実施者」という。）の現場到着に時間がかかることをあらかじめ承認するものとします。

1.契約者等は、提携先のコールセンター（以下「コールセンター」という。）に連絡することにより、コールセンターが手配するサービスの提供を受けることができます。

2.契約者等は、サービスの提供を受ける際、本人確認のため、コールセンターのオペレーターに契約している保険の契約者氏名・住所・電話番号・契約証番号等を告知し、コールセンターが契約者等およびその本人であることを確認できた場合には、サービスの提供を受けることができます。

3.契約者等は、サービスの提供を受ける際に、保険契約証もしくは保険契約更新証またはご契約内容確認書類のほか、必要に応じて本人確認書類等を実施者に提示するものとします。提示のない場合は、上記2.にかかわらずサービスの提供を受けることができません。また、契約者等以外は、サービスを利用できません。

4.契約者等は、当該サービスの提供に必要な事項に関して提携先および実施者の指示に従うことがサービス利用の条件となります。

第4条（無償サービスの内容）

年中無休、24時間体制で次のサービスを提供します。ただし、サービスの提供にあたり第3条を遵守することが条件となります。

1.水まわりの応急対応サービス

水まわりの応急対応サービスは、対象物件内の給排水管の詰まり、トイレの詰まり等に対する、実施者到着後30分程度の応急対応とします。

※30分程度であっても、洗面台・便器の取外しや高圧洗浄等の特殊作業は除きます。また、温水洗浄便座等の故障は除きます。

※部品代・応急対応を超える費用等は契約者等の負担となります。

2.鍵開けサービス

鍵開けサービスは、対象物件の玄関ドアの鍵を紛失または閉込みの際の緊急開錠をいたします。

※現場にて顔写真入りの本人確認書類等の提示が必要となります。

※鍵の種類によっては開錠できない場合や、破錠の場合もあります。

※鍵の複製代（破錠の場合の複製代を含む。）・交換代・新設代・部品代・緊急処置を超える費用等は契約者等の負担となります。

第5条（有償サービス）

1.契約者等が、無償サービス以外のサービスの提供を求めた場合は、すべて有償にて、実施者が対応可能範囲で実施いたします。

2.有償サービスについては、契約者等と実施者の間の別途有償契約によるものとします。

3.有償サービスの料金は、特に提携先が認めた場合を除き、現場にて実施者と実費精算となります。

第6条（サービス対象外の場合）

次の場合は、サービス提供の対象外となる場合があります。

1.同一契約者等から短期間に同一または類似内容の出動依頼が著しく多い等、契約者等の故意または意図的と判断される場合

2.台風・大雨・暴風雨・豪雪等の異常気象、地震・津波・噴火・洪水等の天変地異、戦争・暴動等不可抗力等により作業が困難な場合

3.第三者の所有物の破損、第三者の権利・利益の侵害等を伴う場合に、当該第三者の承諾が得られない場合

4.修理や部品等の交換のための2回目以降の往訪の場合

5.老朽化が原因で発生した場合

6.機器製造業者が定めた使用方法を著しく逸脱していた場合

7.機器製造業者が対応すべきリコール等に該当するとき

8.給排水管の凍結による解凍作業

9.当社および提携先が、契約者等が本規定に違反していると認めた場合

第7条（サービス提供時の賃任）

サービス提供に起因する事故・損害等については、当社は一切賃任を負わないこととし、提携先が賃任を負うものとします。ただし、提携先に重大な過失がない限り、その賃を負いません。

第8条（契約者等情報の取扱いおよび開示・訂正・削除）

契約者等は、提携先がサービスを提供および運営するために、契約者等の個人情報（以下1.に定めるものをいう。）を当社が提携先に提供すること、および提携先が契約者等の個人情報につき必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取扱うことに同意するものとします。

1.提携先が以下の個人に関する情報（以下「個人情報」という。）を収集、利用すること

（1）契約者氏名、被保険者氏名、契約者住所、保険の対象所在地、保険期間、電話番号等、契約者が保険契約締結時および第9条において申込み・届出た事項

（2）契約証番号等、保険契約証記載の契約内容

2.提携先が、契約者等に対する本規定に定められたサービスの提供の目的で個人情報を利用すること

3.提携先が、サービス実施に必要な範囲で、個人情報を実施者に預託すること

また、契約者等は、提携先に対して、自己に関する個人情報を開示するように請求することができます。（開示の請求は本規定末尾に記載するお問合せ先に請求するものとします。）万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、提携先はすみやかに訂正または削除に応じるものとします。

第9条（契約者等情報の共有）

契約者等が、提携先に届出た、または当社と締結した保険契約の内容に変更があり、提携先または当社の一方に対して変更の手続きがあった場合には、当該手続きをおこなった契約者等の情報について、両社の間で共有することに、契約者等はあらかじめ同意するものとします。

第10条（権利の消失）

保険契約の解約・解除・無効・失効等により契約者等が契約者等たる資格を喪失した場合は、理由のいかんを問わず、本規定における契約者等の権利が消失することに異議がないものとします。資格を喪失しているにもかかわらずサービスを利用した場合には、提携先が直接契約者等に利用したサービスに関わる賃用を請求し、支払うことに同意するものとします。

第11条（権利の譲渡等）

契約者等は、本規定に関わる権利、義務を他人に貸与または譲渡し、もしくは担保に供しまたは相続させることはできません。

第12条（サービス提供の中止・終了・変更）

当社は、契約者等にあらかじめまたは事後に通知して、サービスの提供を中止もしくは終了またはサービス内容を変更することができるものとし、契約者等はこれを承諾するものとします。

第13条（合意管轄裁判所）

契約者等と提携先の間で、本規定に関し訴訟の必要が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、契約者等の住所地または提携先の本社所在地を管轄する簡易裁判所・地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

第14条（保険約款・特約と本規定の関係）

本規定に定めのない事項については、保険約款・特約が適用されるものとします。

開示対象個人情報の取扱いに関する苦情・相談および開示請求に関するお問合せ先

MS&ADグランアシスタンス株式会社

東京都文京区後楽2-5-1 住友不動産飯田橋ファーストビル7階